腰痛予防検診の変更後も、「腰痛に対する体育実技等担当時間の軽減措置」制度が、学校行事が集中する２学期から確実に措置されることにより、教職員全体の負担軽減を図ることに関する項目

腰痛に対する体育実技等担当時間の軽減措置に係る非常勤講師については、これまで、体育実技等担当時間の軽減を受けようとする教員が、同一校に２名以上ある場合に、それぞれの検診結果の判定日から１１週間以内の期間が重複する期間を限度とし必要な期間としていたものを、今般の腰痛予防検診の変更に伴い、検診結果に係る大阪府教育委員会からの通知日から１１週間以内の期間が重複する期間を限度として必要な期間としたところ。

腰痛予防検診の実施時期については、原則として、７月から８月の間に実施する予定であること、府教委から、可能な限りすみやかに検診結果の通知を行うこととしていることなどから、今般の腰痛予防検診の変更に伴う非常勤講師の配置時期の大幅な遅れは生じないものと認識している。

学校現場の多忙化を考慮して、学校巡回による検診を継続や、来年度以降は、今年度の検診状況をふまえ、受診環境の改善につとめることに関する項目

腰痛予防検診については、支援学校の教職員に対し昭和62年から毎年実施しているところですが、本年度は実施医療機関及び検診内容の見直しを行い、整形外科分野で実績のある府内５病院で実施する改善を図ったもの。

また、昨年まではアンケートおよび一次検査の結果必要な方のみにレントゲン撮影を行っていたが、今年度は一次検査において要二次検査と診断されたすべての受診者に対してレントゲン撮影と個別診断を実施することとしたもの。

昨年度までの腰痛検診においても、要二次検査対象者に関しては勤務地にかかわらず大阪市内の医療機関へ出張していたが、今年度より勤務地により近い医療機関を設定したことで、受診しやすさを確保したところ。福利課としては今回の見直しにより、教職員の皆様にとってより良い検診事業になったと認識している。

来年度以降の実施については、今年度の実施状況を踏まえつつ、検診を実施していきたい。

必要な旅費予算を確保するなどして、すべての検診対象者への受診機会を保障することに関する項目

昨年度までの腰痛予防検診においては、勤務地にかかわらず大阪市内の医療機関へ出張していたが、今年度より勤務地により近い医療機関を設定したことで、医療機関までの距離・時間を含めた受診しやすさ等の確保をしたところ。

受診抑制が起らないよう、変更の趣旨についての周知・徹底を校長・准校長に対して行うなど必要な対策をとることに関する項目

今回の制度変更については、経緯や具体的な事務処理方法等について、支援学校校長会（4月13日）において事前の説明を行い、その場において出された意見を踏まえ、最終的に４月１７日に各支援学校に検診の実施を周知したところ。

検診日程が限定されている泉州地区については、すべての検診対象者が受診できるよう、日程の変更も含め必要な調整を行うこと。

泉州地区に関しては候補日が2日間となっており、受診対象者にご不便をかけることになるが、現時点で明確に候補日が決定していることから、他地区に先駆け日程を公表している。

なお、どうしても日程が合わない場合には学校で取りまとめて福利課に相談いただくことになる。現在、他医療機関と調整中。

他医療機関での状況によっては８月中の受診ができなくなることもあり得る。

症状が固定し、診断名が明らかな事例については、毎年の検診受診による負担を回避するよう改善を行うことに関する項目

府教委が実施する健康診断に関しては、いずれも府教委が指定する医療機関において一定の期間に受診し、専門医が受診時点での症状を判断することとしているので、腰痛予防検診に関しても毎年受診する必要がある。

受診対象者が遠方の病院で受診する負担軽減をはかるため、学校や個人が検診機関（病院）を指定できるようにするなど検査機関の拡充に関する項目

今年度の検診実施にあたっては、府域を４つのブロックに分け、５つの医療機関で実施する。勤務地より受診しやすい距離と時間を確保したところであり、教職員にとって、この腰痛予防検診が内容・受診しやすさともに、充実したものになるよう制度改正を行ったところ。

なお、受診する際の負担軽減のため、基本的には勤務校の属する地域ごとに割り振っている。

腰痛検診を全教職員対象に実施することに関する項目

腰痛予防検診については、支援学校に勤務する教職員に腰痛が多発傾向にあることから、法的根拠はないものの腰痛の予防と早期発見に努め、教職員の健康の保持増進を図るために、府立学校安全衛生協議会の腰痛・頸肩腕部会における議論を踏まえ実施しており、対象者の拡大については困難。